

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木) 午後2時から午後4時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について  
追加議案第1号 別段の面積の設定について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 川島幸雄委員、6番 高澤憲司委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	ます。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号291号では、譲受人は、譲渡人の従弟です。譲渡人は平成31年4月15日にお亡くなりになり、今回、遺言公正証書により特定遺贈となっている農地について申請を行うものです。なお、特定遺贈とは、自分の財産を特定して遺言で与えることを言います。申請農地は、すでに譲受人が耕作をしており、自宅にも近く、耕作するのに利便性が良く、今後も耕作を行うことから遺贈を受けるために申請を行うものです。なお、譲受人の経営面積は、現在30aとなりますが、許可後の面積は、約73aとなり、許可要件の一つである下限面積要件は超えています。
	受付番号292号では、申請農地は、譲受人の自宅に近く、現在、耕作している農地にも隣接していることから利便性が良く、今後、耕作を行うことから今回、所有権を売買するものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等について確認したところ問題がないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

9 番	受付番号 291 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号 292 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
議 長	特定遺贈であっても 5 反要件が必要なのか。
事務局	特定遺贈であっても 5 反要件は必要となります。通常の相続であれば
	農地法の許可は不要となります。
	（発言なし）
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可
	申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに
	賛成の委員は「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可
	申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに

(議案第2号)	<p>決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号293号から297号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。まず、受付番号293号から295号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、受付番号296号及び297号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。「第1種及び第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号293号及び297号では、農家住宅敷の拡張となっています。293号では、譲受人は、自宅のすぐ東側に孫の住宅の建築を考えていました。今回、改めて土地等の調査をしたところ、以前より住宅の一部として使用していた場所が農地のままであることが判明しました。今後も宅地として使用していくことから、農家住宅の拡張として追認の申請を行うものです。297号では、譲受人は、自宅のすぐ南側に孫の住宅の建築を考えていました。今回、改めて土地等の調査をしたところ、以前より住宅の一部として使用していた場所が農地のままであることが判明しました。今後も宅地として使用していくことから、農家住宅の拡張として追認の申請を行うものです。294号及び295号では、申請人が同一のため一括して説明いたします。申請人は、地域で多くの面積を耕作している認定農業者です。今回、295号では、新規の農業用作業所を建築するために申請するものです。また、294号では、新規の農業用作業所を建築するにあたって、改めて土地を調査したところ以前から農業用倉庫として使用していた場所が農地であることが判明し、現状と合わせるため今回、申請するものです。296号では、申請人は親の代からの家に昔から住んでいます。しかしながら、老朽化が進み、新しい住宅の建築を考えていました。申請農地は、今の住まいのすぐ東側で、住環境を変えずに暮らすことができ最適地とのことで、自己用住宅敷として申請するものです。また、今の住まいの敷地は、一部が借地であることから、建物は壊し、土地を返却するとのことです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p>

	<p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号293号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ</p>
	<p>、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>現在、孫の                      が家を建築するにあたり、私の土地を譲ることになりました。その時に私の土地に違反があり、市役所の指摘により、</p>
	<p>農地転用の許可を得て是正することになりました。農地除外を経て現在の申請に至りました。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号294号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ</p>
	<p>、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による始末書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>私たち家族は、農業をして生活を営んでおります。農業の内容は主に</p>
	<p>米作りです。耕作面積は約26,000㎡以上あります。この度、農業</p>
	<p>用作業場、物置を羽生市大字須影で建築計画を進めております。建</p>
	<p>築計画にあたり都市計画法、農地法等を調査したところ、私の所有地</p>
	<p>である羽生市大字                      が宅地利用しておりました</p>
	<p>が農地であることが判明しました。知らずとはいえ大変申し訳ありません。</p>
	<p>今後も農業施設（農機具置き場）として利用していきたい所存です。</p>
	<p>農地法許可後には速やかに宅地へ地目変更致します。私たち</p>
	<p>家族は今後も農業を盛んに行っていきたい所存です。本申請の件、何</p>
	<p>卒宜しく願いいたします。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号295号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ</p>
	<p>、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>私たち家族は、農業をして生活を営んでおります。農業の内容は主に</p>
	<p>米作りです。耕作面積は約12ha以上あります。いままで精米作業は</p>

	<p>は の自宅敷地内で行ってきましたが、近隣から精米作業による騒音の苦情および農機具置き場が手狭になってきたことから下記申請地に農業用作業場。荷卸し場を建築計画する運びとなりました。この場所は一番近い住宅から80m以上離れていることで騒音を気にすることなく作業ができます。また、事業を拡大していくのに作業場及び収納スペースが手狭です。なお、この場所は所有する農地の中心に近いことや幹線道路（国道122号）まで約50mに位置することから出火時にも利便性が良く作業能率が上がります。私たち家族は今後も農業を盛んに行っていきたい所存ですので本申請の件、何卒宜しく願いたいします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
5番	<p>受付番号296号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、実家で生活しております。 上にまたがっている実家は、老朽化が進んでいるため生活に不便を感じております。そこで、自分自身の土地で住まいを建て替え、快適な生活ができればと思い、今般の申請に至りました。借地契約をしていた は解約をし、 は売却しました。 の実家は新築建物に引っ越し後取り壊し、工事完了届に取り壊し後の写真を添付いたします。また 上に越境している物置、厠、車庫は撤去します。以上の理由により、本申請を致しますので、何卒宜しく願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
6番	<p>受付番号297号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による始末書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p> は航空写真で確認できるとおり、農地法が定められる前から宅地として利用しておりましたが、建て替えの際に軒が一部の 農地へ越境してしまいました。こちらの建物を建て替えする際は、 内で収め、今後農地法にそって適正な措置をし</p>

	ておきます。大変申し訳ありませんでした。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
議長	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号
	298号から306号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号298号、299号及び301号から305号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号300号及び306号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。なお、「第1種、第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号298号、301号、302号及び304号では、太陽光発電施設を設けるものです。298号では、譲受人は、さいたま市浦和区に事務所を置き、平成29年から主に太陽光発電施設の販売や売電を行っている法人です。
	宅の建築を考えていました。申請農地は、既存の住宅や新規の住宅が申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、周辺農地との広がり無く、集積の困難な場所となっております。また、東側は、すでに太陽光が建ち並んでおり、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。301号では、譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、平成29年から主に太陽光発電による電力供給事業を行っている法人です。申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、周辺農地との広がり無く、集積の困難な場所となっております。周辺は、太

陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。302号では、譲受人は、以前より、環境問題も考え、再生可能エネルギーである太陽光発電に興味があり、設置場所を探していたそうです。申請農地の周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、また、農地の広がり無く、集積の困難な場所となっています。このことから、施設の設置を計画したところ、所有者の了解を得られたことから、今回申請するものです。304号では、譲受人は、地球環境にやさしい再生可能エネルギーによる太陽光発電に興味があり、設置場所を探していたそうです。申請農地の周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、また、農地の広がりも無く、集積の困難な場所となっています。このことから、施設の設置を計画したところ、所有者の了解を得られたことから、今回申請するものです。なお、4件とも、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号299号、300号、305号及び306号では、自己用住宅を設けるものです。299号では、譲受人は、現在、の市営住宅に妻、子、義理の母の4人で暮らしています。今回、別居の長女と一緒に暮らすことから、今の住まいでは手狭となり、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、最近、新築の住宅が建ち並び、近くには、国道122号線があり交通の便も良いことから、今回、自己用住宅を設けるものです。300号では、譲受人は、現在、市内のアパートで、妻、子の3人で暮らしています。子供の成長を思い、自分の住宅の建築を考えていました。家族に相談したところ実家のすぐ東側の譲渡人である祖父の農地に建築してもよいことになり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。305号では、譲受人は、現在、市内のアパートで、妻と暮らしています。将来のことを思い、自分の住宅の建築を考えていました。譲渡人である父に相談したところ実家のすぐ北側の農地に建築してもよいことになり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。306号では、譲受人は、市内のアパートで、妻、子の3人で暮らしています。子供の成長を思い、自分の住宅の建築を考えていました。家族に相談したところ実家のすぐ南側の譲渡人である祖父の農地に建築してもよいことになり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。受付番号303号では、譲受人は、、行田市に事務所を置き、昭和25年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、新規の住宅が建ち並び、住環境の整った場所とのことです。また、近くには、病院や市役所もあるなど、とても住みやすいことか



	<p>ら、今後の需要も見込めるとのことで、今回、建売住宅19棟の敷地として申請するものです。各号とも農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号298号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は羽生市 番地において太陽光発電所の設置をたく申請いたします。太陽光発電を含めた再生可能エネルギーは環境への負担がなく、枯渇する心配がありません。弊社代表社員である は東京大学大学院システム量子工学専攻に在籍していた経歴もあり、自身の持つエネルギー分野への知見を活かすことで安定的な電力供給に少しでも貢献できればと考えました。</p> <p>申請地は、周辺に遮蔽物もなく、また周辺農地への影響も少なく申請地として適していると考えます。</p>
3番	<p>受付番号299号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、 の市営住宅に家族4人で居住しています。この度、別に暮らしている長女が同居することになり、現在の市営住宅では手狭になってくると思い、自分達の家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、私の職場にも近く、車による交通の便もよく、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒宜しく願います。</p>
3番	<p>受付番号300号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、 に妻と娘の3人で居住しております。居住している家はすでに手狭になっており、また、将来の家族の生活を鑑み、現居住スペースより一軒家への転居を計画しました。その際、私の祖父の土地を貸して頂けることになりました。羽生市の市街化調整区域に20年以上居住する祖父がいるので、上記の土地に専用住宅の計画をしました。
3番	受付番号301号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	東日本大震災時の原発事故以降、自然エネルギー発電の需要が増加し、電力の固定買取制度により安定した収益が確保できるようになりました。本物件につきましても収支が確保できることから本事業を計画いたしました。太陽光発電施設の建設にあたって、設備投資の費用対効果を考慮して、500㎡以上の土地を探しておりました。また太陽光発電施設は最低20年間管理しなければならないため土地の形状や立地条件等も考慮する必要があります。周辺の土地も検討しましたが、本物件は建物等の障害物が少なく太陽光発電施設として一番適した土地だったので選定しました。
3番	受付番号302号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般、上記土地に太陽光発電を設置したく申請いたします。私は、以前より、環境保全分野に興味があり、中でも自然資源を活用した再生可能エネルギーの発展に寄与したいと考えておりました。そのような中で、私の思いと共通の認識を持っていた株式会社 と出会い、環境にやさしい太陽光発電に強い興味を持つようになりました。
	原子力による発電の見直し、制限がなされ、今後もクリーンなエネルギーによる発電が必要になると予想される中で、太陽光エネルギーによる発電およびその発展に寄与できるのならばと思い、今回の申請に

	<p>至りました。申請対象となる土地は、太陽光発電施設施工会社の株式会社          を通して探していただきました。対象となる農地は、          現在、休耕地で、後継者もなく、今後も農業を行える状況にないとの          ことでした。所有者様も、休耕地を有効活用したいというお考えをお          持ちであることから、太陽光発電施設の設置を目的とした今回の土地          売買契約に至った次第です。また、土地の周辺は、日光を遮断する障          害物も少なく、東側には、すでに太陽光発電施設が設置されていま          す。          北側も同様に、太陽光発電施設設置の準備が進められています。ご提          出の導入シミュレーション資料からも、安定的かつ効率的に電力を供          給することに問題はないと予想されます。なお、近隣、周辺住民の皆          様には、この度の太陽光発電施設の設置計画について、戸別に訪問し          説明書を配布の上、説明を行い、同意が得られております。以上のよ          うな諸事情をご賢察の上、農地法第5条第1項による許可を賜りたく          何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
5番	<p>受付番号303号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ          、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、住宅建築業務を行っております。この度、条件の良い土地が          見つかり、建売住宅を計画しております。申請地は自然が残る住環境          に最適な住宅の提供を考えておりますので、何卒、許可して頂けます          よう宜しくお願ひ致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
10番	<p>受付番号304号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ          、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>事業計画者は、          に息子夫婦と一緒に暮らして          います。事業計画者は、地球環境にやさしい再生可能エネルギーによ          る発電、特に太陽光発電には興味がありました。今までの石油や石炭          等の化石燃料をはじめとしたエネルギー資源に頼ると輸入に頼るため          コストがかかるばかりでなく、あらゆる災害の根源となる地球温暖化</p>

	<p>が進行し、CO2削減ができません。また、日本列島各地に存在している原子力発電所の爆発事故はいまだに収束することができずにおり、多大なる人々が被害を被っています。未来の子供たちの安全安心のために、ゼロコストエネルギーである太陽光を利用した発電は社会貢献にもつながりますので本件の事業計画を立てました。事業計画者は、太陽光発電設備を設置できる土地を所有していません。太陽光発電施設を設置できる土地を探すのに県内、県外を探していました。山林に設置しているのは見かけますが、樹木を伐採した傾斜面に太陽電池もジュールを設置した場合、豪雨災害等により土砂崩れの原因になっては周囲の人に迷惑をかけてしまいます。住宅の屋根に太陽光モジュールを設置する業者に息子が連絡したところ、羽生市に太陽光発電に理解を示している人がいることを知りました。譲渡人 さんは、宅地を所有していますが建物が建っているため太陽光発電は設置できません。雑種地の土地もありませんでした。申請地は、譲渡人宅の南側約30mの畑です。その間、道路以外に他人が所有する土地はありません。申請地は、登記面積が m<sup>2</sup>でしたが、申請地が実測 m<sup>2</sup>に分筆し、残りの土地実測 m<sup>2</sup>については農地として残しています。申請地は、周囲に住宅や事務所が建っていますが、住宅が密集している農地ではないので日当たりには問題はありません。また、道路に接道しており、既存の電柱が近くにありますので太陽光発電施設を設置するのに都合が良い環境にあり、譲渡人宅から容易に監視ができますので、なにか事象が起きた場合には譲渡人が通報してくれると思いますので安心であり、この土地を選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号305号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、結婚し、2年目になりました。現在、 のアパートに住んでいますが、年齢も32歳になり自分の将来を考えて、家族を作り、自立、独立するため、実家の土地を使用貸借し、家を建築したいと思っておりますので、今回の申請に至りました。宜しくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号306号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、妻と子供の3人で羽生市内の賃貸アパートで暮らしています。最近子供が生まれ、子供の成長に伴い現在の住まいでは手狭になってまいりました。子供の将来を考え自分達の家を建築したいと計画していたところ、当該地に建築してはどうかと両親に勧められました。私にはほかに土地や建物等の資産はありません。この土地は私の両親の住居に隣接しており、幼い子供を抱え子育てに悩む日々に、両親からの適切なアドバイスをもらえる距離に在ることは、私達家族にとってとても大切なことであり、安心して生活を送れます。また、時間がある時には農業の手伝いをしたいと思っております。以上の理由により、今回の申請に至りました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
議 長	太陽光が多いが、土地の売買価格はいくらか。
事務局	<p>太陽光が4件ありまして、それぞれ1反当たり、323万円、151万円、302万円、278万円となっております。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第4号)	<p>続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律等により、羽生市長から意見を求められております。事務局である農政課農業政策係より説明しました後、各担当委員より調査結果の報告をいただきまして慎重なるご審議の程、よろしく願います。</p>
農政課	<p>それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、平成31年4月に受けまし</p>

	<p>た、農用地域からの除外の申出5件、また農用地域への編入につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。「農用地域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地域から除外する手続きになります。</p> <p>それでは、お手元の議案書の7ページから8ページの事案につきまして、順次概要を申し上げます。</p> <p>事案番号1番から2番は岩瀬地区の案件になります。</p> <p>1番の案件につきましては、既存住宅の自己用住宅用地の拡張に伴う用地でございます。新たな住宅を建てるため、手狭になる駐車場用地を確保するための手続きになります。</p> <p>2番の案件につきましては、資材置場敷としての用地でございます。 の事業拡大に伴い、市内に点在している資材置場を集約し、事業の効率化を図るための手続きになります。</p> <p>3番から4番の案件につきましては、手子林地区の案件になります。</p> <p>3番の案件につきましては、分家住宅及び農業用倉庫等を設置するための敷地拡張でございます。</p> <p>4番の案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。新生興産が当初計画していたものの確保できなかった用地について、地権者からの了承が得られたために、作業員詰所用地として拡張する手続きとなります。</p> <p>続きまして、5番の案件につきましては、村石地区の案件になります。 こちらの案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。 の経営拡大に伴い、現在倉庫の東側に倉庫を拡張する手続きとなります。</p> <p>以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。</p> <p>以上、今回農用地域から除外する農用地面積は、18,416㎡となります。</p> <p>また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市の開発建築課及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願います。</p>
1 1 番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	現在、私ども家族は平成20年に開発許可を受け、自己用住宅を建築し、居住してまいりましたが、住宅が手狭になり今回二世帯住宅に建て替える計画をいたしました。現在の敷地面積が $m^2$ と狭く駐車スペースもとれません。そこで隣地の $m^2$ の土地所有者に相談したところ、譲っていただけることになり、この土地を購入し、住宅の敷地拡張をして土地利用することとなりました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
11番	事案番号2番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	当社は、大正元年に現羽生市にて操業、主な商品として各種乾燥機、糶摺り機、色彩選別機、乾燥施設機器、低温貯蔵庫、などの穀物調整機器を製造しており、主な取引先は大手農機メーカー、核市町村の農協等となっています。現在の本社は、羽生市小松台工業団地内にありますが、現在に至る経緯は次のとおりです。創業以来、羽生駅西口地区（羽生市西2丁目、3丁目）に本社・工場等を構え、創業規模は、所有地及び借地を含めて約2万坪となっていました。羽生市は、羽生駅西側の市街地整備のため、平成の初めころより当社と事業所の移転等に関する下交渉を行い始め、その後、平成10年頃から羽生駅舎の改築事業及び羽生駅西口駅前道路の街路整備事業が本格的に進むことになりました。当該事業は羽生駅西口地区の活性化、ひいては羽生市全体の発展に寄与するものであることから、交渉の結果、当社としても羽生市に協力することとし、やむを得ず本社・工場等を全面移転することになりました。兵絵師8年、現在地に工場第1期が完成して稼動を開始し、平成14年に本社を移転しました。その後、本社近傍に従業員用駐車場を貸借及び一部取得し、現在に至っております。しかしながら、現在の本社・工場敷地は約7300坪であり、移転前と同様の事業規模を継続するには到底不十分な面積であるため、羽生市大字中岩瀬地内にある当社鋳物工場跡地について、やむを得ず、製品資

	<p>材置場等として使用を継続しています。また、それぞれでも不十分な際は、やむを得ず市内の保管庫や資材置場等を一時的に貸借しながら繁忙期等を凌いでいます。いずれも現本社・工場敷地からは遠隔に位置し、事業活動を行うための各種コスト等の面で不利になるのは明らかですが、他に適地がなく事業規模を継続するためのやむを得ない措置です。羽生市大字中岩瀬地内の資材置場等の用地は、トラックの待機場を含め、自己所有及び借地を合わせて約4200坪の面積となっています。当該土地は現在施工中の岩瀬土地区画整理事業（中央工区）地内に位置し、仮換地指定及び使用収益が開始して以来、周辺では徐々に住宅が増加しており、直近では相当住宅地化が進行していましたが、現在の当社用地の土地利用は、すでに良好な住環境の形成を阻害する要因となっており、周辺住民との関係上も好ましくありません。また、用途地域は第二種中高層住居専用地域に指定されているため、土地利用規制上も問題があります。今後とも現状の土地利用を継続することは、羽生市のまちづくり政策を推進するうえでも望ましいものではありません。そのような状況から、今般、小松台工業団地に隣接した本件申請地に資材置場を移転したく申し出するものです。この資材置場には、乾燥機等の製品をパーツごとに梱包して保管することもあります。製品に不具合が生じた場合は、至急隣接の工場に搬入して検査及び修理をしなければなりません。また、隣接していることで、既存の工場との往来がスムーズとなり、上記の経緯から、現在まで断念していた一体的な事業活動を行うことが可能となります。本社・工場から隣接した本件申請地が最適地であり、用地の規模や道路条件等においてほかに最適地はありません。以上、これらの諸事情を考慮いただき、本件申請地の必要性について、何卒格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>事案番号3番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>現在、同所 宅地 m<sup>2</sup>の農家としては、大変狭い敷地で農耕を営んでおります。今日まで長らく圃場整備施工のため、今日まで転用手続きを待っており、窮屈な生活をしておりました。ようやく換地も終わり、平成18年2月に換地処分が完了した次第です。</p>



	<p>老朽物置便所にて急場を凌いでおりました。ようやく10年も経過し、北側の敷地に農機具収納の物置を建築し、営農がスムーズに行えるよう本申請をお願いするものです。これから整備を図り、機械類にいろいろ準備致し、少しずつ農業経営を拡張していきたいと思っております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>事案番号4番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>弊社は平成3年に会社設立、平成13年に羽生市大字砂山366番地2に本社を置いて産業・一般廃棄物収集運搬業等を営業し、現在に至っています。今般、兵絵師31年3月28日付け大25号にて羽生市長の許可を受け、羽生市大字 外地内において「一般廃棄物処理施設（木くず中間処理施設）」を稼働することとなりました。もともと本件申請地は当該施設の敷地の一部を利用する計画となっており、本来は事務所・作業員詰所の敷地及び車両搬入経路（トラックスケール置場）として利用したかったのですが、なかなか地権者の承諾が得られなかったため、やむを得ず、次善の策として事務所及びトラックスケール置場を敷地内の北側に配置し、かつ、作業員詰所の設置を断念した現在の土地利用にて稼働することになりました。しかしながら、直近になって地権者の承諾が得られることになったため、今般申請するものです。本件申請地を敷地に含めることによって、当初より計画していた作業員詰所を配置することが可能となり、かつ、無理のない車両の導線を確認することができ、車両通行の安全性と事故防止を図ることができます。何卒よろしくお取り計らいのほど申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>事案番号5番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>当初計画では、最低でも5000坪の倉庫敷地を予定したが、希望に</p>

	<p>合う適地がなく、現在の敷地にて東日本センターの操業を開始した。</p> <p>しかし、過去10年間の伸び率（前年比113%）から判断したとおり、在庫量も増え、特に2015年度から新規の受け入れを開始したため手狭となってしまった。やむなく、外の場所の倉庫を手配し、商品をストックしている状況です。しかし、非常に作業効率も悪く、商品の積み下ろし、荷積み作業を太陽光線下で行っている状況にあり、当然雨の日は大庇下だけでの作業を強いられます。隣接する東側の土地に敷地拡張できれば、当初計画した面積も確保でき、大型トレーラーの転回にも困ることもなく、作業も効率がアップするものと期待しています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。</p>
議 長	<p>事案番号5番について今後さらに拡張する予定などがありますか。</p>
事務局	<p>日の出物流は今現在3000坪の敷地でやっている。しかし、もともと5000坪必要としていた。そして今回拡張することで5000坪まではいかないが約5000坪となります。今後の拡張予定については、現在相談は受けておりません。</p> <p>（発言無し）</p>
議 長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p>
(追加議案1号)	<p>ただいま議題となっている議案第4号農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに決定いたします。</p> <p>続きまして、追加議案第1号 別段の面積の設定についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>農業委員会追加議案をご覧ください。こちらは、平成21年12月に施行されました、改正農地法によりまして、農業委員会が農林水産省令が定める基準に従いまして、市町村区域内の全部、または一部について、特段の面積を定め、これを農地法第3条第2項第5号で定めております、下限面積として設定できることとなりました。こちらにつきましては、農地法3条のいわゆる5反要件となります。農業委員会の適正な事務実施についてですが、こちらでは平成22年12月22日付けで一部改正されました。下限面積を設定するにあたって、農業委員会では毎年、設定または修正等について審議することとなっております。</p>

	<p>ります。そのため、今回追加議案として提案させていただきました。</p> <p>農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針としまして、現行の下限面積50アールの変更は行わない。理由としましては、2015年、農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕している農家が全農家数の4割以下であるためということで提案させていただきました。用紙の参考欄、農地法施行規則第17条第3号を見ていただきますと、「総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるもの」となっております。2015年農林業センサスで計算しましたところ、羽生市では50アール以上の方は83%になっており、40%をクリアしておりますので、今年度に関しては3条に係る下限面積は50アールとします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
10番	<p>これからから大規模農家が増えていくと農家の全体戸数が減っていくかと思うが、そうなっていくと50アールを変更していくこともあるのか。</p>
事務局	<p>今後さらに集約されていくと思いますので、経営体は少なくなっていく、経営面積は増えていくことと思います。</p> <p>(発言無し)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている追加議案第1号別段の面積の設定については、事務局の説明のとおり、別段の面積で50アールの変更は行わないに、賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、追加議案第1号別段の面積の設定については、従来から設定された面積50アールの変更は行わないことに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。</p> <p>従いまして、委員様の調査及び審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり建売住宅敷きとして1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてで</p>

	<p>ございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意解約となりますが、26件ございました。ご確認の程、宜しく願いします。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧について（6月分）でございますが、これは県許可の6月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が7件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料整理の程、宜しく、お願いいたします。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、</p> <p>① 8月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 視察研修会について</p> <p>③ 農地相談会について</p> <p>④ 農地利用状況調査について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和元年 7月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	